

生産性革命に向けた革新的技術開発事業
評価実施要領

第1 趣旨

生産性革命に向けた革新的技術開発事業の進捗管理を行い、効率的かつ効果的に事業を行うため、基礎的委託研究事業実施規程（15規程第73号。以下「規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に則り試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 生産性革命に向けた革新的技術開発事業の評価は、運営規則第1条で設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の職員を含む。）等により構成するものとする。
 - (1) 生産性革命に向けた革新的技術開発事業の評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができること。
 - (2) 氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意を得ることができること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正かつ中立な立場から評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、当該試験研究計画と利害関係を有する者は評価に参加できない。

委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合は、利害関係を有するとみなす。

 - (1) 当該試験研究計画の中で研究課題担当者となっている。
 - (2) 当該試験研究計画の研究課題担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属している。
 - (3) 当該試験研究計画の研究課題担当者と親族関係にある。

- (4) 当該試験研究計画の研究課題担当者と研究分野において直接的な競争関係にある。
- (5) 当該試験研究計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある。
- (6) 当該試験研究計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある。
- (7) その他、所長が公正かつ中立な立場から評価を行うとの観点から適当ではないと判断した。

第3 評価分野及び評価結果のとりまとめ等

- 1 評価は以下の分野別に行う。
 - (1) 水田作
 - (2) 畜産
 - (3) 林業
 - (4) 水産業
 - (5) 鳥獣害
- 2 評価は、規程第15条に基づき行うこととし、同条第3項の規定により研究代表者に提出させる資料等（以下「評価資料等」という。）に基づき作成される評定案により行う。
- 3 委員会は、評価の終了後、遅滞なく評価結果を取りまとめる。
- 4 上記3の評価結果の取りまとめ後、生研支援センターは研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要を生研支援センターのホームページ等で公表する。

第4 評価方法等

- 1 評価は、単年度評価及び終了時評価に分けて行う。
- 2 単年度評価は、試験研究計画ごとに、各年度に達成すべき試験研究計画の目標に対する研究成果の達成の程度、次年度の試験研究計画の改善方策等について、評定することを目的とする。
- 3 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度までの試験研究計画の目標に対する研究成果の達成度や社会的な波及効果等について、評定することを目的とする。

第5 単年度評価

- 1 単年度評価は、毎年度（終了時評価を行う年度を除く。）、試験研究計画ごとの評価資料等に基づき、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの

報告等を踏まえ、総合的に評定を行う。

- 2 評定案は、試験研究計画ごとに、各委員が別表 1 に定める評点と講評を付すことにより作成する。

第 6 終了時評価

- 1 終了時評価は、終了年度に試験研究計画ごとに評価資料等に基づき、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの報告等を踏まえ、総合的に評定を行う。
- 2 評定案は、試験研究計画ごとに、各委員が別表 2 に定める評点と講評を付すことにより作成する。

第 7 評価結果の反映

生研支援センターは、単年度評価における委員会の評価等を運営管理委員会に報告するとともに、研究代表者へ評価結果等を報告する。

また、必要に応じて、次年度の試験研究計画の打ち切り又は修正（研究費の増減を含む。）等を指示するものとする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、所長が別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 12 日より施行する。

生産性革命に向けた革新的技術開発事業
単年度評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	研究開発の進捗について	【研究開発の進捗度】 ・研究開発は計画どおり進捗しているか。	5：計画を大幅に超えて進捗している
			4：計画を超えて進捗している
			3：計画どおり進捗している（標準）
			2：計画を下回っている
			1：計画を大幅に下回っている
		【最終目標の達成可能性】 ・最終目標を達成できる見通しはあるか。	5：確実に達成し、かつ、目標を超える成果が見込める
			4：確実に達成できる
			3：達成が見込める（標準）
			2：達成しない可能性がある
			1：達成しない可能性が高い
2	研究開発マネジメントについて	【年度計画（別紙4）の明確性】 ・最終目標達成に向けて、課題とその解決に向けた年度計画（別紙4）は明確か。	3：明確である（標準）
			2：一部不明確である
			1：抜本的に明確化する必要がある
		【研究実施体制の妥当性】 ・指揮命令系統及び責任体制は明確であり、かつ機能しているか。 ・コンソーシアムとして一体となり、個別に研究実施するよりも相乗効果	5：非常に良い
			4：良い
			3：十分（標準）

		<p>が得られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果の事業化・普及の担い手と連携が十分に図られ、研究グループとして機能しているか。 	<p>2 : 悪い</p>
			<p>1 : 非常に悪い</p>
3	総合評価	<p>1 及び 2 並びに試験研究計画の大項目ごとの計画見直しの必要性を踏まえた総合評価を評点として記載する。</p>	<p>5 : 非常に良い</p>
			<p>4 : 良い</p>
			<p>3 : 普通 (標準)</p>
			<p>2 : 悪い</p>
			<p>1 : 非常に悪い</p>
<p>(評価コメント)</p> <p>評価を踏まえ、評価の観点に照らして、改善すべき点 (研究計画の見直しや研究中止等) など、コメントすべき点を記載してください。</p>			

別表2

生産性革命に向けた革新的技術開発事業
終了時評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	研究開発の成果について	<ul style="list-style-type: none"> ・投入した研究費に対して十分な研究成果が得られたか。 ・得られた成果は、最終目標を達成しているか。 	5：非常に良い
			4：良い
			3：概ね妥当である（標準）
			2：妥当とは言えない
			1：非常に悪い
2	研究開発の体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアム構成員、研究実施者間の役割分担及び責任体制は適切であったか。 ・研究推進及び研究成果の現場への普及に向けて、コンソーシアム構成員、研究実施者間の連携が十分に図られたか。 	5：非常に良い
			4：良い
			3：概ね適切である（標準）
			2：適切とは言えない
			1：非常に悪い
3	研究開発成果の農林水産現場への普及・社会実装について	<ul style="list-style-type: none"> ・得られた研究成果は、農林水産現場に導入しやすいものとなっているか。 ・普及・社会実装に向けて、取組内容や取組者が明らかであり、かつ継続的に取り組まれることが明確になっているか。 	5：普及する可能性が非常に高い
			4：普及する可能性が高い
			3：今後、一定の条件を有する地域で普及が期待される（標準）
			2：普及する可能性が低い
			1：普及する見込みがな

			い
4	研究成果の公表等について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略の対象地域や、当該技術を導入可能な広範な地域において、実演会やシンポジウムなどを行ったか。 ・都道府県の普及奨励事項や普及の参考事例として採用されているか。 ・論文発表や学会発表など学術的な発表を行ったか。 	5：めざましい活動を実施した
			4：幅広く活動を実施した
			3：一定の活動を実施した（標準）
			2：あまり活動を実施していない
			1：全く実施していない
5	総合評価	1から4を踏まえた総合評価を評点として記載する。	5：非常に良い
			4：良い
			3：概ね妥当（標準）
			2：妥当とは言えない
			1：非常に悪い
<p>（評価コメント）</p> <p>特に留意すべき事項等の講評を記載してください。</p>			